最終更新日：2015年5月19日

日本化学工業株式会社
代表取締役社長　鈴木　義博
問合せ先：総務人事部　斉木　真也
証券コード：4092
http://www.nippon-chem.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、『如何なる市場環境変化の時代においても、高収益体質企業を実現させ、長年蓄積してきた「人と技術」を通して、高品質の製品とサービスを提供し、価値創造企業へ向けて更なる挑戦を行う。』との経営の基本方針を実現し、株主利益に根差したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つとして捉え、経営監督機能を充実するための各種施策を実施するとともに、会社情報の適時適切な開示、企業倫理向上及び法令遵守等を実行することによって、コンプライアンス強化に努めていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,894,000	6.70
日本化学工業取引先持株会	5,360,000	6.09
明治安田生命保険相互会社	3,831,000	4.36
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,000,000	3.41
服部　圭司	2,402,000	2.73
MORGAN　STANLEY　&　CO.　LLC	1,851,673	2.11
小西安株式会社	1,825,000	2.08
日本証券金融株式会社	1,669,000	1.90
株式会社三井住友銀行	1,375,000	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,257,000	1.43

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
年3回打合せを行う。その他工場監査（4工場）時に帯同し、意見交換を行う。

監査役と内部監査部門の連携状況
取締役会の直属組織である業務監査室が監査役と十分な意思疎通を図り、監査役監査に協力する。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷　正之	弁護士													
剱持　健	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷　正之	○	弁護士　独立役員	弁護士として長年にわたり培ってきた専門的な知識・経験及び企業法務に関する豊富な見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると期待したため、独立役員として指定しました。
剱持　健	○	公認会計士　独立役員	公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び監査に関する豊富な見識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると期待したため、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりません。選任にあたっては、東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度はありますが、現在付与しているストックオプションはありません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役と従業員の一部

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年3月期に当社が支払った役員報酬の内容
取締役（5名）に支払った報酬　　95百万円
監査役（5名）に支払った報酬　　29百万円　（うち社外監査役3名に支払った報酬　5百万円）
合計（10名）　　124百万円

上記の報酬等の額には、平成25年6月26日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第148期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第148期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

原則月1回取締役会、監査役会を開催し、社内におられない時の情報伝達はe－mailにて対応。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．取締役会
取締役会は、取締役6名で構成しており、社外取締役は選任しておりません。会議は迅速な経営判断を目的に定例取締役会を原則として月1回開催しており、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会へは、法令および定款に定められた事項、その他経営に関する重要事項として取締役会規則に規定された事項はすべて付議され、また、業績進捗に関しても適宜報告され議論されております。

2．監査役会
当社は監査役設置会社であり、常勤監査役1名と、非常勤監査役2名で構成されており、透明性確保の観点から2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会及び経営会議への出席、必要に応じて取締役からの業務執行状況の聴取、並びに定期的な各部門の監査を実施し、経営に対して監視・監査を行っております。なお、常勤監査役の相澤朋夫は、当社の経理部に長年にわたり在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．経営会議
経営会議は取締役および執行役員9名で構成しており、各部門の業務執行の重要事項を決議しております。意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図り、原則として毎週1回開催しております。また意思決定・監督を担う取締役の機能と業務執行を担う執行役員の機能を分離し、両機能の責任を明確にして、経営の透明性・公正性向上を図り、会社経営の健全性に努めております。

4．業務監査室
監査業務の更なる向上を図るため、取締役会の直属組織として「業務監査室」を設けております。業務監査室は現在1名で構成されており、監査役と連携をとり、社内各組織の業務監査を行い、その結果をスピーディーに経営会議に反映させるため、活動していきます。

5．倫理委員会
当社では、法令・諸規則遵守の一段の強化を図ることを目的に、「倫理委員会」を設置しております。委員には各部門の長が選任され、企業倫理、コンプライアンス状況の確認・検討を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は化学という専門性の高い分野で、業界を熟知した少人数による効率の高い経営を目指しています。
社外監査役2名を含む監査役3名は全員取締役会に出席し、会社の運営および各取締役からの業務の執行状況を聞き、必要に応じて意見を述べるなど監視・監督を行っております。
取締役会において、監査役は議決権を有してはおらず、特に社外監査役においては第三者的な立場から監査機能を発揮していると考えております。このため社外からの監視・監督は十分に現状の体制で機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上に掲載	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回	あり
IR資料のホームページ掲載	「株主のみなさまへ」	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14000取得、各事業所にて見学会・「環境保全連絡協議会」実施
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページにディスクロジャー・ポリシー掲載

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システムに関する体制の整備
(1)内部統制については、業務監査室及び経理部の専任者が年間計画に基づく内部監査を実施して、内部牽制の実効性を高めております。

(2)業務監査室及び経理部は、業務活動の全般に関し、その妥当性や有効性及び法規制・社内ルールの遵守状況等について定期的に監査を実施し、各部署に助言・勧告を行うとともに経営者に速やかに報告しております。

(3)リスク管理については、各本部が各部・各工場から適宜報告を受けるとともに、コンプライアンスの監視、リスク・チェックの強化に取り組んでおります。

なお、当社は、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制について、以下の体制を構築しております。

2．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
(1)当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、誠実に実行し、業務遂行するために、取締役会は取締役、執行役員及び使用人を対象とする「企業理念」「日本化学社員行動指針」「倫理規定」を制定する。

・取締役、執行役員及び使用人に対し「日本化学社員行動指針」を配布し、法令を遵守するよう周知する。また、業務監査室は、業務監査を通じ、改善、指導等の意見をまとめ経営会議に報告し、是正する。

・コンプライアンス全体を統括する組織として各部門代表者で構成される「倫理委員会」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。

・コンプライアンスの推進については、「倫理規定」に基づき業務監査室及び総務人事部にその業務の窓口を設置し、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取締役会及び監査役会にその結果を報告する。

・取締役、執行役員及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、「内部通報制度規定」を制定し、運用する。

・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び「文書規定」に基づき、適切に管理し、関連規定は必要に応じて適宜見直しを図る。

・取締役、監査役及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。

・「関係会社管理規定」に従い、グループ会社を管理するとともに、「関係会社運営基準」に基づき、当社子会社は重要事項を当社へ報告する。

(3)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・「リスク管理規定」を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。

・不測の事態が発生した場合には、経営会議にて審議・決定を行い、その決定事項を各本部長から各部・各工場へ連絡するとともに、各部・各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

・取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

・取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し、事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務機構運営に関する規定」「経理規定」「稟議規定」において、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また、各規定は必要に応じて適宜見直しを図る。

(5)当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「関係会社管理規定」「関係会社運営基準」に基づいて当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。

・当社子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社子会社の業務の適正性を監視できる体制を整備する。

・当社の業務監査室は定期的、または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査役及び関係部署に報告する体制を整備する。

(6)当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の求めがあった場合には、監査役の職務を補助する使用人を業務監査室員から任命する。

・監査役の職務を補助する業務監査室員の任命、異動については監査役会の事前の同意を得なければならない。

・監査役の職務を補助する業務監査室員に対する職務執行の指揮命令権は監査役会が有するものとする。

(7)当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項

・当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令及び定款に違反する事項、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部門に関する重要事項、リスク・コンプライアンス及び賞罰の担当部門に関する重要事項等をすみやかに報告する。

・常勤監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、倫理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。

(8)当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査役へ報告をおこなった当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行わない。

(9)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役は、その職務の執行のため必要な費用を会社に対して請求することができる。

(10)その他の当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役、会計監査人及び業務監査室員は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて以下のとおり宣言し、これを日本化学全社員に周知徹底するとともに、当社ホームページに掲載しております。

私達は、企業としての社会的責任を果たすため、企業全体として「反社会的勢力の不当な要求には絶対に応じない」という確固たる信念のもとに、自信に満ちた対応をします。

暴力団等の問題は、経営者自らが、また社員が一丸となって、企業の存続に関わる重要な事項であることを認識し、平素から警察や弁護士等と緊密な連絡を保ち、法律、社会のルールに則った誰もが納得する行動をとります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――